

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市市税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市市税条例等の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市市税条例等の一部を改正する条例

(海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社において、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第32条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第35条の2第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第35条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第46条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第48条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第49条第2項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第53条の3及び第53条の6中「第10号の7」を「第10号の10」に改める。

第56条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第56条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第65条の2第1項第1号及び第65条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第79条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏

名又は名称)」に改める。

第80条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第121条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第135条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第5条の2の2の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第33条の8第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第35条の2第3項の規定による申告書の提出（第35条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条にお

いて「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の8第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第8条の2第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第9条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第10条の2中「平成24年法律第17号）附則第10条」を「平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条（見出しを含む。）及び第11条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の4第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第13条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」

に改める。

附則第14条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項

の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

附則第20条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

（海老名市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 海老名市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中海老名市市税条例附則第14条の改正規定を次のように改める。

附則第14条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同

項の前に次の 1 項を加える。

法附則第30条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第 2 号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第 1 条第 3 号中「第73条第 1 号ア、イ、ウ及びエ並びに同条第 2 号ア及びイ並びに同条第 3 号の改正規定」を「第73条第 2 号アの改正規定（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第 4 条」を「附則第 4 条第 1 項」に改め、同条第 5 号中「第50条第 1 項」の次に「、第73条第 1 号の改正規定、同条第 2 号ア（「3, 600円」に係る部分に限る。）」、同号イの改正規定及び同条第 3 号の改正規定」を加え、「附則第 5 条」を「附則第 4 条第 2 項、第 5 条」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「第73条」を「第73条第 2 号ア（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

- 2 新条例第73条第 1 号、第 2 号ア（「3, 600円」に係る部分に限る。）」、同号イ及び第 3 号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第 6 条の表中「附則第14条」を「附則第14条第 1 項」に、「海老名市市税条例」を「海老名市市税条例等」に改める。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中海老名市市税条例の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定 公布の日

(2) 第1条中海老名市市税条例第32条第2項及び第35条の3の3第4項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日

(3) 第1条中海老名市市税条例第23条第2項の改正規定並びに附則第5条の3の2第1項及び附則第14条の2の改正規定並びに次条第7項及び第5条の規定 平成28年4月1日

(4) 第1条中海老名市市税条例第2条第3号及び第4号、第35条の2第7項、第49条第2項各号、第56条の2第1項第1号、第56条の3第1項第1号及び第2項第1号、第63条第2項第1号、第65条の2第1項第1号、第65条の3第1項第1号、第79条第2項第2号、第80条第2項第1号、第121条の3第2項第1号並びに第135条第1号の改正規定並びに附則第8条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第11条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに第20条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の海老名市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第32条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第49条第2項第1号の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例附則第7条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第7条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 5 新条例附則第7条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人市民税について適用する。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第23条第2項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第35条の2第7項の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第35条の2第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の海老名市市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第56条の2第1項第1号、第56条の3第1項第1号及び第2項第1号、第63条第2項第1号、第65条の2第1項第1号並びに第65条の3第1項第1号並びに

附則第8条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第11条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに第20条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第56条の2第1項並びに第56条の3第1項及び第2項並びに附則第20条第3項に規定する申出書、新条例第63条第2項並びに附則第11条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第65条の2第1項及び第65条の3第1項並びに附則第8条の3各項、第11条の4第2項及び第20条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第56条の2第1項並びに第56条の3第1項及び第2項並びに附則第20条第3項に規定する申出書、旧条例第63条第2項並びに附則第11の4第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第65条の2第1項及び第65条の3第1項並びに附則第8条の3各項、第11条の4第2項及び第20条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第8条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第79条第2項第2号及び第80条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第79条第2項並びに第80条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第79条第2項並びに第80条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第14条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前

に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第85条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第88条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第88条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第88条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第88条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式

		式
第88条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第82条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規

定するもののほか、新条例第19条、第88条第4項及び第5項、第90条の2並びに第91条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第88条第1項若しくは第2項、	海老名市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第19条第2号	第88条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。） ）、第88条第1項若しくは第2項の申告書又は第121条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第88条第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2の様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第88条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第90条の2	第88条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項

	当該各項	同項
第91条第2項	第88条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則 第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第89条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第88条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合につ

いて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第10項に おいて準用する同条 第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成29年 5 月 1 日
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成29年10月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第19条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項に おいて準用する同条 第 6 項
第 7 項の表第19条第 2 号 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第10項に おいて準用する同条 第 5 項
第 7 項の表第19条第 3 号 の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項に おいて準用する同条 第 6 項
第 7 項の表第88条第 4 項 の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第10項に おいて準用する同条 第 4 項
第 7 項の表第88条第 5 項 の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項に おいて準用する同条 第 6 項
第 7 項の表第90条の 2 の	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第10項に

項		において準用する同条 第 5 項
第 7 項の表第91条第 2 項 の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項に において準用する同条 第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

11 平成30年 4 月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第11項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第12項において準用する同条第 4 項

	平成28年 5 月 2 日	平成30年 5 月 1 日
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成30年10月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第11項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第19条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第19条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第19条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第88条第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第12項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第88条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第90条の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第91条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6

		項
第 7 項の表第19条第 2 号 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第14項にお いて準用する同条第 5 項
第 7 項の表第19条第 3 号 の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項にお いて準用する同条第 6 項
第 7 項の表第88条第 4 項 の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項にお いて準用する同条第 4 項
第 7 項の表第88条第 5 項 の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項にお いて準用する同条第 6 項
第 7 項の表第90条の 2 の 項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第14項にお いて準用する同条第 5 項
第 7 項の表第91条第 2 項 の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項にお いて準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第 6 条 新条例第121条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定
の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出し
た旧条例第121条の 3 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第135条の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に
行われる新条例第135条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条

例第135条の規定による申告については、なお従前の例による。